

居宅介護支援事業者が行う介護予防支援及び指定申請手続き

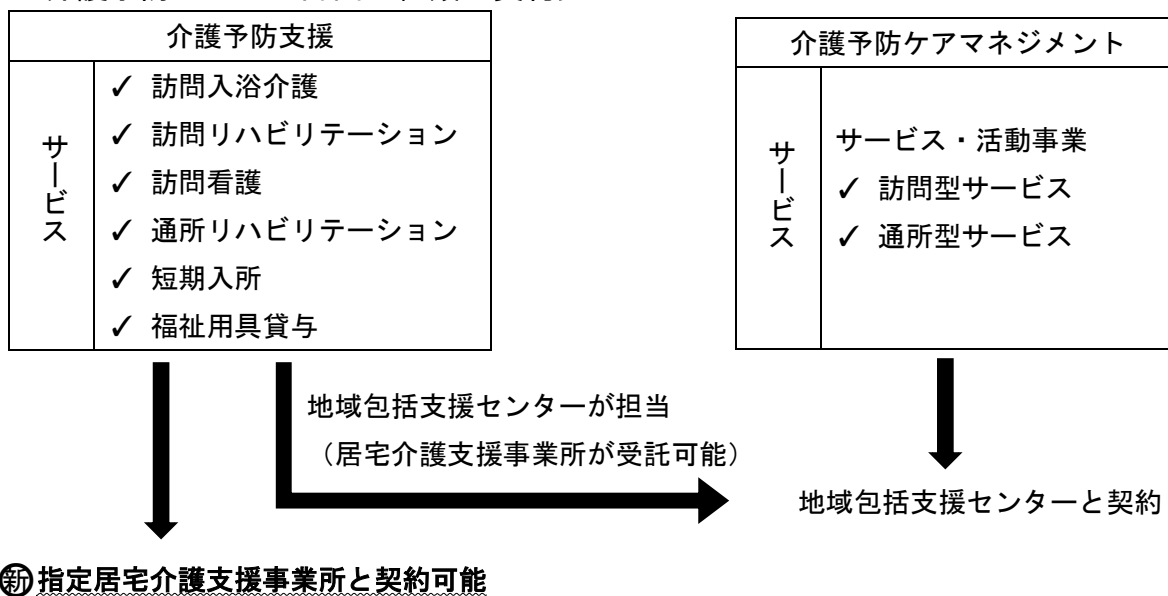
1 介護保険法改正前の状況

要支援者の介護予防サービス計画は、地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が作成しています。サービスの利用にあたり、利用者は地域包括支援センターと契約を締結しています。

2 法改正後の概要

市の指定を受けた居宅介護支援事業所は、要支援者に介護予防支援を提供できます。指定居宅介護支援事業所は利用者と直接契約を締結します。契約書のひな型は別紙のとおりです。

3 介護予防サービス計画の種類と契約先



【例 1】介護予防支援のみ

訪問看護、訪問入浴 を利用



指定居宅介護支援事業所と契約可能
または
地域包括支援センターと契約
(居宅介護支援事業所が受託可能)

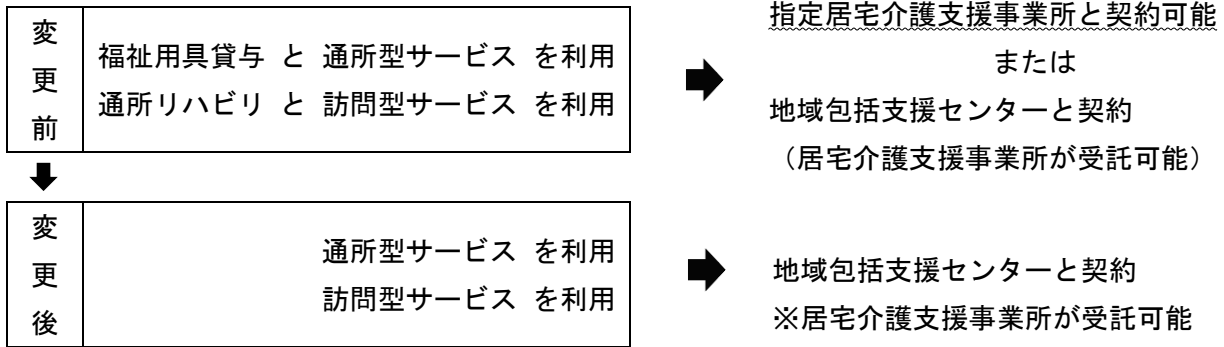
【例 2】介護予防ケアマネジメントのみ

訪問型サービス、通所型サービス を利用

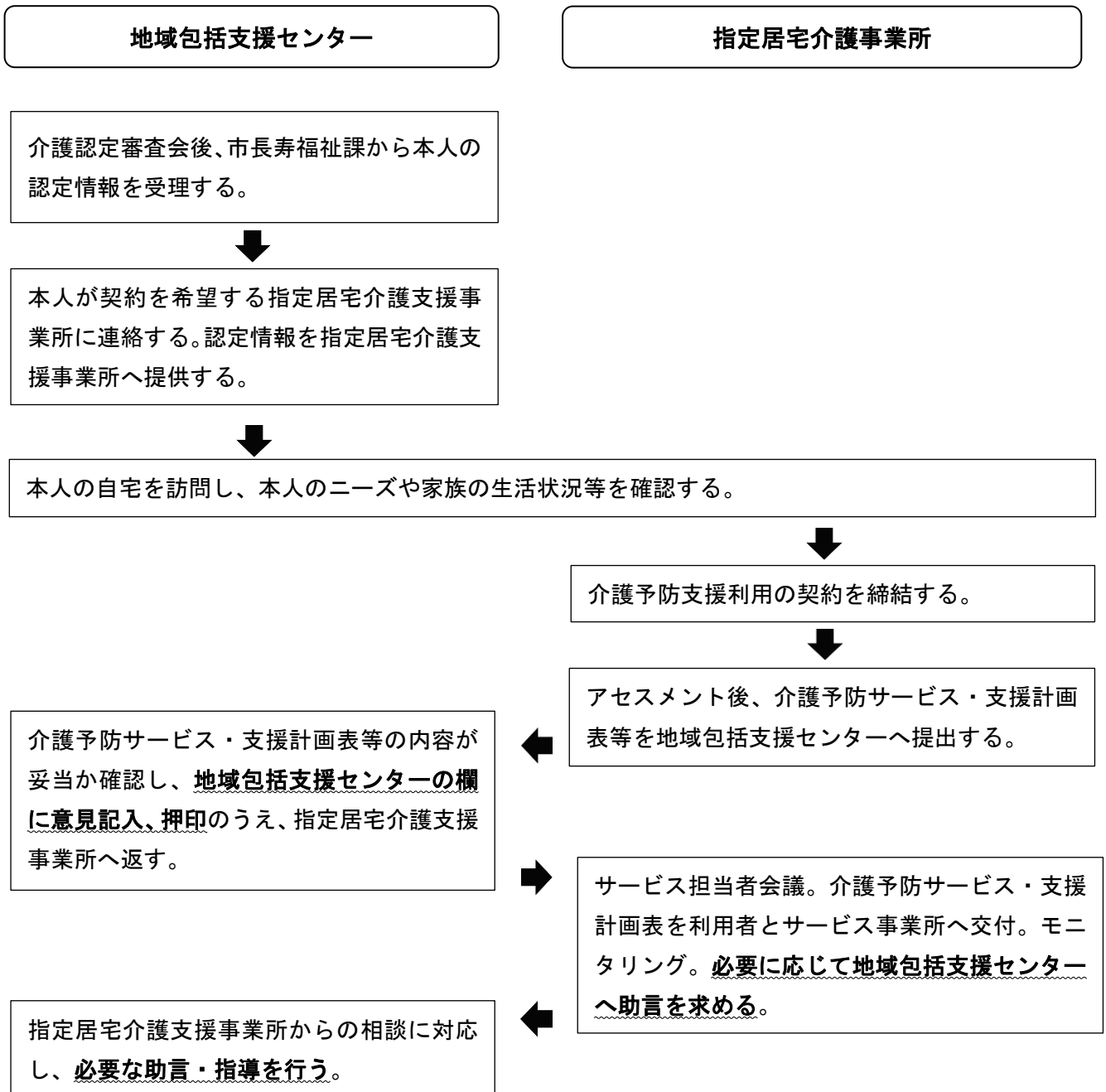


地域包括支援センターと契約
(居宅介護支援事業所が受託可能)

【例 3】介護予防支援と介護予防ケアマネジメント から 介護予防ケアマネジメントへ変わる場合



4 居宅介護支援事業所による介護予防支援の流れ



5 単位数

介護予防支援費（Ⅰ） 442 単位（地域包括支援センターのみ）

介護予防支援費（Ⅱ） 472 単位（指定居宅介護支援事業所のみ）

6 市の指定を受ける要件

- (1) 居宅介護支援事業所の指定を受けていること。
- (2) 管理者が主任介護支援専門員であること。
- (3) 事業所ごとに 1 人以上の必要な数の介護支援専門員を配置していること。
- (4) 原則として地域包括支援センターからの委託による介護予防支援の業務実績がある居宅介護支援事業所であること。

7 申請書類

- ・ 指定申請書〔別紙様式第 2 号(1)〕
- ・ 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項〔付表第 2 号(12)〕
- ・ 登記事項証明書
- ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表〔標準様式 1〕
- ・ 事業所の平面図
- ・ 運営規程
- ・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要〔標準様式 5〕
- ・ 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容
- ・ 誓約書〔標準様式 6〕
- ・ 介護支援専門員一覧〔標準様式 7〕
- ・ 管理者の主任介護支援専門員研修修了証の写し
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〔別紙 3-2〕
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表〔別紙 1-2-2〕

8 申請受付開始日

令和 7 年 3 月 日

9 申請受付期限

指定日は毎月初日の 1 日。その 2 か月前までの申請。

10 申請書類の提出先

須賀川市 長寿福祉課 介護保険係

電 話：0248-88-8117

メール：kaigo@city.sukagawa.fukushima.jp